

記

舊十二銀行

五十圓拂込一株二付

九圓

二十五圓

四圓五十錢

十二圓五十錢

二圓二十五錢

交付金額(第二回)
(註第一回交付金額)

二百三十六萬七千圓
二百六十三萬圓

舊中越銀行

五十圓拂込一株二付

十五圓

三十七圓五十錢

十一圓二十五錢

交付金額(第二回)
(註第一回交付金額)

百二十七萬五千圓
八十五萬圓

舊高岡銀行

五十圓拂込一株二付

五圓

二十圓

二圓

十二圓五十錢

一圓二十五錢

交付金額(第一回)

九十五萬三千三百二十五圓

121771

五十圓拂込一株ニ付 三圓
舊富山銀行 二十圓 ” ” 一圓二十錢
交付金額 (第一回) 十四萬二千五百六十圓

(以上四行ニ於テハ猶未整理ノ殘餘資産ヲ存セリ)

十二圓五十錢拂込一株ニ付 二圓五十錢
舊富山合同貯蓄銀行 交付金額 (第一回) 二萬五千圓

(富山合同貯蓄ニ於テハ右ヲ以テ殘餘資産全部ノ分配ヲ完了)

以上

其

二

263

001772

00177A

真

No.

110

昭和十八年二月三日

金澤支店 高橋長樹

一 糸田尚登様

石川如下銀行合同問題ニ就テ

申出願金以該銀行と為債存大智也

大蔵省一部ニ加能合同銀行、現取取米谷半
 平氏不評判ニテ石川銀行合同成立、場合不
 穩当之同氏、新銀行取取ヲ容認セサレトスル
 意向看取セリ、旨先般上京ノ節申上ケ同氏ニ
 対シテ反感、緩和乃中絶取置ル處所、臨テ以テ最
 道大取有之故、若シ關係銀行間、新銀行取取

昭和十八年三月十四日

金澤支店

高橋良弼

一 萬田尙登様

肅啓愈御清祥被爲涉恭悅至極ニ奉存候合同ノ件ヲ初メ何カト一方ナラ
ヌ御厚配ニ浴シ御芳志衷心感佩罷在候

小生一月下旬本店ニテ岡野氏ト會見ノ節同氏ハ「石黒（加州取締役ニ
テ金澤商工會議所會頭）中島（加能合同取締役ニテ貴族院議員）等地

二

元有力者サヘ合同ニ意見一致セハ自分ハ米谷ノ新頭取ニ別ニ異議ガアル譯ハナク萬事ハ丸川ニ任セテアルト述べ候其後北陸銀行ノ出現ニ刺戟セラレ石黒中島氏等ハ米谷ヲ新頭取トシ三和ヨリモ人ヲ入レ資金的ニモ三和ト密接ニ提携セル新銀行ヲ作り度シトノ熱心ナル態度ヲ示シ此點小生ヨリ島居理事ニモ報告致セシヲ以テ多分岡野氏ニモ通ジ居ルコト、存候然ルニ丸川氏三四日前當地ニ參リ目下滯在中ナルヲ以テ合同ノ件ニ付談合致候處同氏ハ「岡野氏ノ意向モアルコト、テ自分ノ一存ニテハドウニモナラズ又福井專務ノ意向モ無視シ得ズ世ノ中ハ實ニ六ヶ敷モノナリ」トノ泣事歎聲ヲ洩スノミニテ一向自己ノ意見ヲ發表セズ誠ニ頼リニナラザル有様ニテ又丸川氏ノ言フ事ト岡野氏ノ言フ

コト、全ク喰違イ居リ三和側ノ眞意那邊ニ存スルヤ捕捉ニ苦シム次第
ニ御座候

福井專務ガ米谷氏全面抹殺ヲ唱ヘ居ル背後ニ何カ存スルヤノ判断ハ事
複雑怪奇ニテ容易ニ難斷候モ仰ノ如ク感情ノ疎隔モ相當ノ障害ト相成
居リ兩者感情ノ融和ヲ計ラシムルコトニ付テハ極力努力致度ト存居候
本合同ハ實ニ容易ナラザル難問題ニ有之此上共御高配ヲ賜ハリ度吳々
モ御願申上候

先者御厚禮申述旁右得貴意申度如斯御座候御身吳々モ御大切ニ可被遊候

敬
具

001781

日本銀行

昭和十八年三月十七日

考査部長

總務

副總裁

理事



一昨十六日加能合同米谷來訪、石川泉館行

合同ニ付テノ情況ヲ報告、當方ノ考へニ

伺取申出ノ處、本行トシテハ支店長カ本店

秘

外

三

昭和 年 月 日

日本銀行

トモ車絡通當ニ取慮シ居ルヲ以テ其ノ方針

ニ協力セラシメ、當日大藏省ヨリ招致サレ

居ル由ニ付先ツ大藏省ニ出頭、其ノ意向ヲ

伺フ可キコトヲ指示致シタリ

一、大藏省ニ出頭後更ニ来リ、毎山課長ヨリ

大体

昭和 年 月 日

(1) 石川島下ノ銀行合同ニ関シ加銀合同ノ

答答申下キカ速ニ正式ニ答申ヲ出

ス可キコト

(2) 合併形式ニ新立トスルコト (加銀合同ニ従

来吸収又ハ買収ヲ主張)

(3) 合併ニ関スル一切ノ事項ハ大藏省ニ一任

昭和 年 月 日

001782

001784

日本銀行

スルコトニセラレ、夜キコト

(4) 近ク大藏省ヨリ検査官ヲ出張セシムルヲ

以テ其ノ際地方事情ニ十分調査スルカ

意見ノアルトコロハ喜慮ナク申出ララルコト

(5) 四月中ニハ調印ノ軍ビト為シ、夜キコト

ノ話アリタル由ニテ又ニ対シ同氏ハ(3)ノ合併ニ

昭和 年 月 日

001785

日本銀行

閣下金部ヲ大藏省ニ一任スルコトニ付テハ確

答ハ致サソリシモ概ネ了承速ニ正式答

申可致コトヲ返答シタル由ナリ

273

一従ツテ目下石川翁トノ館行合同ニ付支障

乃至問題トナリ居ル莫ハ素立館行カウマク

行クニハ如何ナル人事ニ依ルノ最良トナス

昭和 年 月 日

日本銀行

カニ係シ居リ、此島ニ付テハ地元ノ人ヲ首腦者

タラシムルコトニハ一致シ居ル如キニ、米谷ノ頭取

タルコトニハ亦承知ノ通り加州ガ強力ニ反

対シ居リ、同リ取締役ニシテ貴族院議員ノ

石黒ヲ推サントスルカ如ク、殊ニ加州專務ノ

福井(三和音知支店長タリシ人)ノ態度ハ本

昭和 年 月 日

日本銀行

引支店長ノ報告ニ依ルモ殆ント常規ヲ逸シ

店ル由ニテ此ノ儘ニテハ假令合同スルトシテモ

其ノ後ノ状態實心セラルハモノアルカ如クニ有

トハ、然ラバトテ米谷以外ノ頭取トナスコトモ

此際穩當ヲ欠クモノト被考ル次第ナルヲ以テ

國策ニ基ク銀行合同ノコトニモアリ三和側ト

昭和 年 月 日

日本銀行

シテ天 従来ノ行急リハ鬼ノ角餘リ一地方ノ

事柄ニ深入リヲナシ見苦シキ事ヲ為スコ

コトハ執ル可カラザルコト故三和ヲ通ジ加州ノ

態亦ヲ緩和セシメ氣持良ク米谷ノ頭取ヲ

増谷三郎

認メシムルト共ニ三和側ヨリ知ルベキ人ヲ

副頭取ニ入レ且ツ新館リハ三和館リト

昭和 年 月 日

001789

日本銀行

親善関係ニ立タシムルコトノ方法ニ依ルコト

最善ノ處置ト被存ハ就テハ右様ノ主旨

ヲ以テ関係方面ト可然上手ニ対處スルコトニ

可致^{從来ノ方針ト変リタルコトを以テ}聴置願_候ニ候

以上

昭和 年 月 日

001791

日本銀行

昭和十八年三月十七日

審査局長

金澤支店長殿

加取合同米谷来り別紙記載通り大蔵省
 より申渡アリタル旨報告有之依ツテ従来
 方針ト異ナル處無クハトモ別紙通り重
 役ニ由テ致差出有之了承被下交為大蔵
 省ニ対シテハ現地ヨリノ意見有力ニ付米谷
 加頭取タル外ナキ事由等詳細舟山君ニ
 強調致シ差カレ交又石日検査官当地出

四

昭和 年 月 日

001792

日本銀行

張、即ハ十分事情説明、上吹キ之ハット大
切ニ可及之候
為別紙、事柄ニ付御意見ニ及之ハハ
申出被下候
不取敢而通報迄

敬具

279

昭和 年 月 日

一昨十六日加能合同米谷来訪、石川泉館り合同
 =付テノ情况ヲ報告、當方ノ考ヘモ伺交中
 出ノ當本リトシテハ支店長カ本店トモ連絡
 適當ニ取慮シ居ルヲ以テ其ノ方針ニ協力セラ
 レヌ、當日大藏者ヨリ招致サレ居ル由ニ付先
 ツ大藏者ニ出頭、其ノ意向ヲ伺フ可キコトヲ
 指示致シタリ
 一 大藏者ニ出頭後更ニ来リ、舟山課長ヨリ大体
 一 石川泉下ノ館り合同ニ関シ加能合同ノ之者
 答申ナキガ速ニ返式ニ答申ヲ出ス可キコト
 (ハ) 合併形式ハ、兼立トスルコト (加能合同ニ従来

昭和 年 月 日

吸収又ハ買収ヲ主張)

(3) 合併ニ関スル一切ノ事項ハ大藏省ニ一任スルコト

ニセラレヌキコト

(4) 近ク大藏省ヨリ検査官ヲ出張セシムルヲ以テ

其ノ際地方事情ハ十分調査スルカ意見ノ

アルトコロハ考慮ナク申出テララル、コト

(5) 四月中ニハ調印ノ運びト為シヌキコト

ノ話アリタル由ニシテニ対シ同氏ハ(3)ノ合併ニ

関シ全部ヲ大藏省ニ一任スルコトニ付テハ確

答ハ致サワリシニ概ネ了承速ニ正式答申

可致コトヲ通答シタル由ナリ

昭和 年 月 日

一從ツテ目下石川縣下ノ銀行合同ニ付支障乃至
 向是トナリ居ル莫ハ兼立銀行ガウマク行クニハ
 如何ナル人輩ニ依ルヲ最良トナスカニ存シ居
 リ此莫ニ付テハ地之ノ人ヲ首腦者タラシムル
 コトニハ一致シ居ル如キモ米谷ノ頭取タルコトニ
 ハ尙承知ノ通り加州ガ強力ニ反對シ居リ
 (同行取締役ニシテ黨族院議員ノ石黒ヲ推サン
 トスルカ如ク)殊ニ加州專務ノ福井(三和音
 知支店長タリシ人)ノ態度ハ本行支店長ノ報
 告ニ依ルニ殆ント常規ヲ逸シ居ル由ニテ此
 儘ニテハ假令合同スルトシテモ其ノ後ノ状態

昭和 年 月 日

日本銀行

寒心セラル、モノアルカ如クニ有之ハ然ラバトニ米
 谷以外ヲ頭取トナスコトニ此際穩當ヲ欠クモ
 ノト被考次第ナルヲ以テ國策ニ基テ記リ
 合同ノコトニマアリ三和側トシテモ従来ノ行急
 リハ息モ角餘リ一地方ノ市柄ニ深入リテ
 ナシ見苦シキ事ヲ為スコトハ執ルヘカラサル
 コト故三和ヲ通ジ加州ノ懸念ヲ緩和セシメ
 氣持良ク米谷ノ頭取ヲ認メシムルト共ニ三
 和側ヨリ然ルベキ人ヲ副頭取ニ入レ且ツ新
 記行ハ三和記行ト最善關係ニ立タシムルコ
 トノ方法ニ依ルコト最善ノ處ニ至ト被存候

昭和 年 月 日

日本銀行

就テ、右様ノ主旨ヲ以テ關係方面ト可然上
年ニ對處スルコトニ可致從來ノ方針ト變リ
タルコトヲ無クシテトモ一應為今心ヲ聽呈候
候

以上

昭和 年 月 日

001700

日本銀行

昭和十八年三月二十四日

検査局長

總裁

副總裁

理事



石川島下館行合同、件

本日石川島下館合同、能和、加州三行、

首腦者大藏省、參集、本行金澤支店長

五

昭和 年 月 日

001800

日本銀行

立會ノ下ニ銀行合同ニ基スル別紙算書ニ

調印セリ。来ル二十七日名廳ニテ発表ノ

豫定。

以上

被合

加能合同

(一〇、五五〇)

九六、四三五

加 卅

(二、五〇〇)

五七、一九一

和 和

(三、一一二)

三〇、三七九

計

一八四、〇〇五

昭和 年 月 日

(十八年二月廿)

覺書

現下我國經濟界ノ情勢ニ鑑ミ金融機關ノ整備強化ヲ圖リ國策ノ要求スル處ニ從ヒ積極的ニ其ノ使命ノ發揮ニ遺憾ナキヲ期スルノ要緊切ナルモノアリ。仍テ株式會社加能合同銀行全加州銀行及全能和銀行ハ時局ニ即應シ縣下金融界ノ整備ト其ノ圓滑ナル發展ニ資スル爲和協ノ精神ニ則リ進ムテ合同ヲ實現スルコト、シ右ニ關シ各行代表者間ニ左記覺書ヲ交換スルモノトス

記

- 一、株式會社加能合同銀行全加州銀行及全能和銀行ハ新立合併ノ方法ニ依リ解散シ新銀行ヲ設立スルコト
- 二、新銀行ノ本店ハ金澤市ニ置クコト

三、新銀行ノ名稱ハ大藏省ニ一任スルコト

四、新銀行ヘノ引繼資産ハ優良資産ノミトスルコト

五、各銀行ノ資産ノ査定ハ大藏省ニ一任スルコト

六、新銀行ノ役員ノ決定ハ大藏省ニ一任スルコト

七、新銀行ノ資本金其ノ他合併條件ハ大藏省ニ一任スルコト

八、各銀行ノ營業所ハ原則トシテ新銀行ノ營業所トシテ引繼キ設置スル

コト

但シ營業所々在地ノ實情ニ依リ廢合可能ナルモノハ成ル可ク速ニ之

カ實行ヲ期スルコト

九、各銀行ノ使用人ハ原則トシテ新規採用ノ形式ニ依リ新銀行ニ引繼キ

使用スルコト

本覺書調印後、合併實行迄ノ間各行ハ使用人ニ對シ臨時ニ給與ノ増額ヲ爲ササルコト

但シ大藏省ノ承認アリタル場合ハ此ノ限りニ非ラザルコト

十一、合併實行ノ期日ハ可成昭和十八年六月中トスルコト

十二、本覺書ノ條項其ノ他合併實行ニ關スル事項ニシテ各銀行間ニ意見ノ一致ヲ見サルモノアルトキハ大藏省ノ裁定ニ一任スルコト

十三、本覺書ニ規定ナキ事項ニシテ合併實行上必要ナル事項ハ本覺書ノ趣旨ニ反セサル限り各銀行代表者間ニ於テ決定シ大藏省ノ承認ヲ得ルコト

右覺書ノ證トシテ本書六通ヲ作成シ各銀行代表者調印ノ上大藏省、石川縣知事並ニ日本銀行金澤支店長ニ一通宛提出スルト共ニ他ハ各自其

一通ヲ保有スルモノナリ

昭和十八年三月二十四日

株式會社加能合同銀行

取締役頭取 米谷半平

株式會社加州銀行

取締役頭取 丸川賢二

株式會社能和銀行

取締役頭取 泊宗一

001806

日本銀行

昭和十八年三月廿九日

考查局長宛金澤支店長電信譯文

局

長

課

長

(一八三二七)

石川泉館り合同ノ件本日泉廳ニ於テ公

表セリ 尚留意 拝謝ス

金澤支店長

扶

昭和 年 月 日

001807

通電

2024

ウナムニ 六一 カナザ ワカタマチ 四一 〇〇・一五
トウケウシ「ニホンギ ウコウ」
コウサキヨクテフ

至急照校

183. 二 45



イシカワケンギ ンコウゴ ウドノウケンホンジ ッケンチヨウニ
オイテコウヘウセリゴ コウハイヨシヤス「カナザ ワシテンテフ



292

二 〇 〇 〇

9001800

昭和十八年五月十五日

金澤支店長



局

課長

長



審査局長殿



石川縣下加能合同、加州及能和三銀行合同ニ關シ大藏省杉本監督官一行
四月八日以來滯在中ノトコロ昨日引揚ケ候、本省ニ於テ殘務取纏メ假契
約調印ヲ成ル可ク早ク實行致度意嚮ノ趣ニテ合併比率等ハ未ダ決定ニ至
リ居ラズ候右御報告申上候也

293



昭和十八年五月廿九日

總裁

副總裁

考查局長

理事

別紙供高覽候也

一石川縣下合同銀行各行割当比率件

北陸鐵道株式會社件



001811

本州銀行會社... 何時... 石川... 在記... 函具

昭和十一年五月二十七日 金澤支店 高橋良樹
萬田尚登 様

記

石川銀行... 官... 加州... 加能... 付監督

能和株五村新銀行株四

但し各行拂込資本金、八割積立金持寄

ヲ各行ニ内示セんと口之付加能合同ニ加州ノ比率ト同
率即ケ一對一ヲ主張シ加州ノ加能合同ニ一対一ヲ認
公認場合ニ加州ノ比率一對二ヲ認ム(キ旨主張シ未
決定ニ至ラス)

一、三行ノ營業用不動産ノ間ニ大抵者ノ査定額ハ
伊ソシテ勸銀評價ヲ基礎トシ其何掛トセズ勸銀
評價ヲ参考トシ之ニ能自ノ修正ヲ施シ其ノ査定
定採用セム旨ヲ加能合同ノ營業用不動産評價
價額ノ僅ニ幾萬餘円ニ過キザルニ至ル(同行ニ於テ
トモ五拾萬円ノ評價額アルモノト豫想シ居タリ)其

No. 3

結果一対一比率、八割、積立金持込にて、同行株
 主の減少、持込ト云々、省ノ同行ノ大抵有之、対シ、勸銀
 評價ノ七掛見當ノ査定額ト云々採用スル、採態請
 也、元同有、未タ之、意セ、勸銀評價ノ明示ヲモ
 拒絶シ、同行ニ対シ、一対一比率ヲ認め、増資ハ加州
 ニ対シ、相違ノ増資ヲ承認ス、外ナレト、意向ヲ表
 示セ、ん由

一、加州ノ福井身務不相變加能合同、本行既取ニ対シ
 聞ク、之増フサル悪評ヲ流布シ居レ、

一、本店問題ニ対シ、加州能和加州ノ本店ヲ推シ、加能
 合同ノ同行本店ヲ推シ、強要ト云々、醜成シ、

No. 4

日ノ経ニシテハ、
一任ノコトニシテ、
附

一、石川知下交通運輸、中心機關として北陸鐵道會
社ノ株式一第七百餘株カ富山知下ノ日本海產業
會社ニ買取ラレ同社カ北陸鐵道會社ノ最大ノ株主トシ
テ知下ヨリ同社役員ノ宅權ヲ掌握シ居リ、トナ
石川知民、既病ハ禮ナリシカ最近石川知知子、其ノ
奔走ニ依リ同知ニ右一第七百餘株買取ノ件成功シ
便宜上ノ取敢右株ヲ北陸鐵道會社ノ社長ニ
加州西澤氏ヨリ石川知傳ニ託個人名義ニテ買取
保有スニトナリ(追テ知民ニ廣ク配分ノ計画)知子ト幹
旋ニ依リ石川知、其買取資金約百万円ヲ半額宛

No. 5

加能合同ト加州トヨリ同株式担保ニテ三月五日融
 通ヲ受ケタリ然レニ加州銀行ハ加能合同銀行ハ
 担保ニ供セシ居ルニ八千餘株中五千株ヲ石黒
 氏^{加能}買入レ石黒氏ニ其代金ヲ以テ加能合同^{四月十七日}
 借入金ノ返済ヲ行ヒタリ知事ハ石黒氏及ヒ加州
 此処置ヲ頗ル不穩當ト認メ右五千株ノ買入レテ
 破産トセシメ元々通リ石黒氏ヲ以テ右五千株ノ
 加能合同ニ買入レシメテ同行ヨリ借入ヲ継続セシ
 ムニトシタリ（此等件ハ杉本監督官モ承知シ居リ）

以上

001817

日本銀行

(單位千円)

現在
現金

前記割当比率
現金

十八年四月末
現金

加洲

一三七五

一三七五

六二三五五

加能合同

二六三八

二一一〇

一〇〇二一八

能邦

一五九五

一七七六

三一四八八

計

五六〇八

四七六一

一九四〇六一

昭和

昭和 年 月 日

昭和十八年五月三十日

金澤支店 高橋良河

一、米田商登録

米田商標の登録 与海商標等
 昨日改者而より大花者本定ノ結果加能
 合日ノ管禁中ノ不動産ノ評價同行ノ管
 想之自ノ意外、甚ナカリし事申上置在処同行
 ノ管禁中ノ不動産中ノ昭和十四年九月十八日ノ所
 謂スルツツ令ノ適用ヲ受クルモノ相違アリ是等ニ
 付テハ右スルツツ令價格ノ基準トシテ大花者有
 定シタルカト思ハレ、即チ耳ニ報知ス不取敢

No. 1

001821

日本銀行

七月十三日

考査部長

之室役

秘

執

石川好三行合同之依に新銀行人事三箇
 事日三和公理より大務者三任可致者
 五ヶ月申出アツタレ上丹山課長より電張
 ニテ通知有之
 惟々其ノ際モ出来ハ福井ヲ強シテ世々ハ
 下ノ希望的中途ハアツタレ由ナリ
 従ッテ是初ノ方針通り高者ノ新人物ヲ

昭和 年 月 日

001822

日本銀行

別紙より三組側より推察されしこと可
也ト社存右組より近々解決可致すト
被存

以上

昭和 年 月 日

001823

日本銀行

昭和十六年七月十四日

總裁

吉野芳長

副總裁

理事

石川勲下新銀り會紋一併

石川勲下新銀り會の依り新銀り會紋二箇
この中十三日舟山深長より三和例ニテ文ナリ
大藏省一任ノ申出アリタル上日特ニ知ラセヨリ
其ノ分ニテハ三和ヨリ高長ノ新人物ヲ副總裁ニ
推挙シ解決致ス可キモノト被考其ノ旨ヲ
報告申上呈スノ文又ニ舟山石川ヨリ電致有之

秘

印

昭和 年 月 日

光三信

日本銀行

銀の口元、既三知カ有、如ク折レテ出テモ
 且ツ新録の以後ノ推移ニテハ、福井ヲ戻カシ
 心ニ躊躇セストモ申居ルニ石物、更ニ揮レシテ
 塩ノ際一茶ニ福井ヲ合出、退却セシムルノ措
 置ヲ執ルニト、如何アルベキカ、兎ニ角、石川如
 知子、米右トモ夫々十六日、十五日ニ面談、上決
 定ノ下ニ對シ、飯子ニ告之ク
 右ノ会、是迄ヨリスル、下意、堪、本行支店長ノ見
 解トモ及シ、此、福井、新録、ハ、残存スルニト、
 落付クニアラスヤト、飯子、由、題、ハ、其、際、同人ヲ
 五ニ副、臨、所、ト、為、ス、可、キ、カ、又、ハ、米、右、ト、同、人、ノ、向

昭和 年 月 日

001826

日本銀行

二分三厘ヲ星々ノ 積取ト爲スベキナキ在ルニシテ
 積取ノ者 福井ノ車リ支店ノ所 所積又
 積ノ如キ人 極トスルハ 中間的地位ニ入ルノ由
 ハ 案外ニラント云フニモ 新銀リノ為メニ 其ノ後
 ノ 積ニ 依リテ 爲ト 可敷キ

以上







昭和 年 月 日


001827

日本銀行

昭和十八年七月二十八日

考査部長

三王









石川縣銀行合同左記、通り大細、決定二三

日中 = 調印、コト = 相成候

記

秘



昭和 年 月 日

日本銀行

(一) 人事

泊 會長
米谷 頭取
福井 專務

(二) 條件

a 加能合同 一：一、加州 一：一、五、能知、
一：一

b 新島、本店 加能合同、現在、本店

昭和 年 月 日

001828

日本銀行

c 能和、現在拂之三十又第五十銀以下株ヲ十二
第五十銀株ニ分割割高

d 加州、五割増資分ハ十二又五十銀拂之株
ヲ交付ス

(三) 調印日

三十日迄ニ大藏省ニ於テ又ハ八月二日記
リ高長金澤ニ出張、際同地ニ於テ、只今
關係者、都合打合中

昭和 年 月 日

1 3 8 1 0 0

昭和十八年八月四日

金澤支店長代



總裁

考查局長殿

副總裁



考查局長



理事



石川縣下加能合同、加州、能和ノ三銀行ハ七月三十一日左記要項ノ合併

契約書ニ調印ヲ了シ十月三十日合併實行ノ見込ニ有之、合併契約書同附

帶覺書並申合條項等寫相添此段御報告申上候也

記

一名 稱 株式會社 北國銀行

一本 店 金澤市(加能合同銀行本店跡)



一、資本金

二〇〇〇〇〇〇〇圓（内拂込六、二九三、七五〇圓）

（三銀行舊資本金合計一六、一六三、五〇〇圓拂込五六〇七、二〇〇圓）

一、積立金

五〇三五〇〇〇圓（拂込資本金ノ八割）

一、拂込資本金ニ對スル預金ノ倍率

三五倍（本年上期末預金ニ對スル倍率）

一、新舊銀行株割當

舊銀行株

新銀行株

加能合同

十二圓五十錢拂込株一株對 十二圓五十錢拂込株一株

加州

五十圓 拂込株一株對 五十圓 拂込株一株
並三十二圓五十錢拂込株二株

能 和

十二圓五十錢拂込株二株對 十二圓五十錢拂込株三株
五十圓 拂込株一株對 五十圓 拂込株一株

三十七圓五十錢拂込株一株對 十二圓五十錢拂込株三株

三十圓 拂込株五株對 " 十二株

001834

(1) 現在三州總株數 323,250 株

台伊契納-依 新加州密高株數	400,000	} 加能合同 211,000 株 加 州 105,000 能 和 24,000
-------------------	---------	---

差引增加株數	76,750
{ 加 州	55,000
{ 能 和	21,750

(2) 現在三州合計
公株資本 16,162 千株

上記密高株依 合計公株資本	20,000	} 加能合同 10,550 千株 加 州 5,250 能 和 4,200
------------------	--------	--

差引增加額	3,837
{ 加 州	2,750
{ 能 和	1,087

(3) 現在三州合計
押込資本 5,607 千株

上記密高株依 合計押込資本	6,293	} 加能合同 2,637 千株 加 州 2,062 能 和 1,593
------------------	-------	---

差引增加額	686
{ 加 州	687



合併契約書

株式會社加能合同銀行（以下甲ト稱ス）株式會社加州銀行（以下乙ト稱ス）及株式會社能和銀行（以下丙ト稱ス）ハ合併ノ爲左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲、乙及丙ハ合併ニ因リ解散シ新銀行ヲ設立スルモノトス

第二條 新銀行ノ目的、商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地ハ左ノ通りトス

一、目的 普通銀行業務貯蓄銀行業務並此等ニ附隨スル業務ヲ

營ムコト

二、商號 株式會社北國銀行

三、資本總額 金貳千萬圓

四、一株ノ金額 金五拾圓

五、本店ノ所在地 金澤市

第三條 甲ノ本店ハ之ヲ新銀行ノ本店ト爲シ甲ノ支店、出張所、乙ノ

本店、支店、出張所、丙ノ本店、支店、出張所ハ原則トシテ夫々之ヲ新銀行ノ支店、出張所ト爲スモノトス

第四條 新銀行ハ壹株額面金五拾圓金額拂込濟ノ記名株式參萬四千五百株、一株ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟ノ記名株式參拾六萬五千五百株ヲ發行スルモノトス

第五條 前條ノ株式ハ合併實行當日ニ於ケル甲、乙及丙ノ各株主ニ對シ左ノ割合ヲ以テ交付スルモノトス

一、甲ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式壹株

二、乙ノ額面金五拾圓金額拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓金額拂込濟株式壹株及新銀行ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式貳株

乙ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式貳株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式參株

三丙ノ額面金五拾圓金額拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓金額拂込濟株式壹株

丙ノ額面金五拾圓內金參拾七圓五拾錢拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式參株

丙ノ額面金五拾圓內金參拾圓拂込濟株式五株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內拾貳圓五拾錢拂込濟株式拾貳株

丙ノ額面金五拾圓內金貳拾八圓拂込濟株式貳拾五株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式五拾六株

丙ノ額面金五拾圓內金貳拾五圓拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式貳株

丙ノ額面金五拾圓內金貳拾圓拂込濟株式五株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式八株

丙ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式壹株ニ對シ新銀行ノ額面金五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式壹株但シ新銀行ヨリ

交付ヲ受クベキ株式ノ内額面金五拾圓全額拂込濟株式拾株及額面
金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込濟株式參拾六株ニ對シテハ株主泊
宗一ニ於テ株式ノ交付ヲ受クル權利ヲ拋棄スルモノトス

第六條 合併實行當日ニ於ケル甲、乙、丙ノ各株主ハ前條ニ依リ株式
ノ交付ヲ受クルノ外昭和十八年十月一日以降合併實行前日迄ノ期間
ニ付年六分ノ割合ヲ以テ算出シタル株式配當金ニ相當スル金額ノ交
付ヲ受クルモノトス

第七條 甲、乙及丙ハ第五條ニ依リ各株主ニ割當テラレタル新銀行ノ
株式拂込金額ノ八割ニ相當スル金額ヲ新銀行ノ積立金トシテ持寄ル
モノトス但シ右ノ内 割 分ニ相當スル金額ハ積立金トシテ表現セ
サルモノトス

第八條 甲、乙及丙ハ各昭和十八年四月七日現在ノ日計表ニ基キ本合
併契約ヲ締結シタルモノニシテ同日以降合併實行日迄ニ於ケル資産
負債及損益ノ異動ハ別ニ計算書其ノ他適當ナル方法ヲ以テ明確ナラ

001837

シメ相互ニ之ヲ報告スルモノトス

第九條 甲、乙及丙ハ各其ノ資産中ヨリ預リ金借入金其他外部ニ對スル負債額株主ニ割當テタル新銀行株式ノ拂込金額第七條ノ持寄積立金額、第六條ノ交付金額、役員使用人退職慰勞金及解散費用ノ合計額ニ對應スル資産ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ除外財産トシテ合併實行後滿二ケ年間第十條ニ定ムル損害ノ擔保トシテ新銀行ニ留保シ各銀行別ニ之ガ整理ヲ爲スモノトス

第十條 甲、乙及丙ハ新銀行ニ引繼キタル資産負債中合併實行後二ケ年以内ニ於テ隠レタル瑕疵ノ發見ニ因リ生ジタル損害ニ對シテハ夫々第九條ニ定ムル除外財産ノ内ヲ以テ之ガ補填ニ充當シ尙不足ヲ生ジタルトキハ本合併契約締結當時ニ於ケル各銀行取締役及監査役ハ夫々當該銀行分ニ對シ個人ノ資格ニ於テ連帶シテ之ガ辨償ノ責ニ任スルモノトス

第十一條 第九條ニ定ムル除外財産ノ内ヲ以テ前條ニ因ル損害ノ補填ニ充當シ尙殘額ヲ有スルトキハ之ヲ株主交付金トシテ合併實行滿二

ケ年後ニ於テ大藏省ノ承認ヲ得各銀行ノ合併實行當日ニ於ケル甲乙及丙ノ株主ニ對シ夫々ノ拂込金額ニ應ジ分配スルモノトス但シ第九條ニ定ムル除外財産ノ内各銀行ガ引繼貸出金額ノ五厘ニ相當スル資産ヲ前條ニ定ムル損害ノ擔保トシテ新銀行ニ留保スルトキハ當該銀行ハ右ノ期間ニ不拘合併實行滿一ケ年後ニ於テ大藏省ノ承認ヲ得之ガ分配ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ留保スル資産ハ新銀行ニ於テ優良ト認メタルモノニ限ル
第十二條 甲、乙及丙ハ昭和十八年九月一日午後一時ニ臨時株主總會ヲ開催シ本契約ノ承認、設立委員ノ選任其ノ他本合併ニ必要ナル決議ヲ爲スモノトス

第十三條 新銀行ノ設立委員ハ六名トシ甲、乙及丙ノ株主ヨリ各二名宛之ヲ選出スルモノトス
設立委員ハ共同シテ新銀行ノ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ヲ爲スヘキモノトス

第十四條 新銀行ノ創立總會ハ昭和十八年十月二十五日ニ開催シ昭和

十八年十月三十日ヲ以テ合併實行日トス

第十五條 第十二條及第十四條ニ定メタル期日ハ已ムヲ得ザル事情發生シタルトキハ甲、乙及丙代表者ノ協議ニ依リ大藏省ノ承認ヲ經之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

第十六條 甲、乙及丙ノ行員其ノ他ノ使用人ハ新銀行ニ於テ原則トシテ新規採用ノ方法ニ依リ引繼グモノトス

第十七條 甲、乙及丙ハ本契約締結後合併實行迄善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ義務ヲ執行スルハ勿論他ト新ニ義務ノミヲ負フヘキ契約ノ締結、資産負債ニ重大ナル影響ヲ及ボスベキ取引又ハ定例外ノ經費其ノ他ノ支出ヲ爲サントスルトキハ豫メ相互ニ承認ヲ求ムルモノトス

第十八條 本契約ハ第十二條ノ甲乙及丙ノ臨時株主總會ニ於テ各承認決議ヲ得タルコトニ依リ其ノ效力ヲ生ズルモノトス但シ合併ニ必要ナル大藏大臣ノ認可ヲ受クルコト能ハサルトキハ本契約ハ其ノ效力

ヲ失フモノトス

第十九條 甲、乙丙何レカガ本契約締結後合併實行日迄ニ本契約ノ各
 條項ニ違背シ又ハ天災、不可抗力其ノ他ノ事由ニ因リ甲、乙又ハ丙
 ノ財産ニ著シキ變動ヲ生シタルトキハ各當事者ハ大藏省ノ承認ヲ經
 テ本契約ヲ解除シ又ハ合併條件ノ變更ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス
 第二十條 合併遂行ニ必要ナル事項ニシテ本契約ニ規定ナキモノハ合併
 ノ趣旨ニ反セサル限り甲、乙及丙ノ各代表者ニ於テ之ヲ協定スルコ
 トヲ得ルモノトス

右條項ヲ契約シタル證トシテ本書參通ヲ作成シ各自其ノ一通ヲ保有ス
 昭和十八年七月卅一日

株式會社	加能合同銀行
取締役頭取	米谷半平
株式會社	加州銀行
專務取締役	福井弘一
株式會社	能和銀行
取締役頭取	泊宗一

合併契約附帶覺書

株式會社加能合同銀行（以下甲ト稱ス）、株式會社加州銀行（以下乙ト稱ス）、株式會社能和銀行（以下丙ト稱ス）ハ昭和十八年七月三十一日附ヲ以テ締結シタル合併契約ニ附帶シ左ノ條項ヲ確約ス

第一條 甲、乙及丙ヨリ新銀行ニ引繼クヘキ資産負債ノ引繼ニ關シ必要ナル諸般ノ事項中本覺書ニ定ムル以外ノ事項ハ總テ甲、乙及丙ノ各代表者ノ合議決定スル所ニ依ルモノトス

第二條 合併契約^書第十二條ニ基キ各銀行ハ昭和十八年九月一日臨時株主總會終了ト同時ニ昭和十八年四月七日現在日計表ヲ交換スルト共ニ同日ヨリ合併實行ニ至ル迄毎月、日計表（拾日、貳拾日、月末壹部宛各旬報）ヲ相互間ニ交換スルモノトス

第三條 合併契約書第九條ニ依ル引繼資産中ニハ所有不動産並大藏省指定ノ貸出金、假拂金及所有株式ハ之ヲ包含セシメサルモノトス

第四條 所有々價證券ノ引繼價額ノ決定ハ公社債ニ付テハ證券引受會社統制會ニ於テ發行スル引繼日前日ノ公社債相場表ノ仲値、株式ニ付テハ東京株式取引所取引員組合ニ於テ發行スル東京證券日報ノ引繼日前日ニ於ケル仲値、引繼日前一ヶ月間ノ仲値ノ平均又ハ引繼日前三ヶ月間ノ仲値ノ平均ノ内最モ低キ價格ニ依ルモノトス
但シ右相場表ニ記載ナキモノニ付テハ甲、乙及丙各代表者協議ノ上引繼價額ヲ決定スルモノトス

第五條 營業用不動産及什器ノ引繼價額ハ大藏省査定價額ニ依ルモノトス

但シ前項營業用不動産中甲、乙所有ニ係ル(一)記載ノ不動産ハ所有不動産トシ新銀行ニハ引繼カサルモノトス

第六條 合併契約書第七條但書ノ表現セサル積立金ハ引繼有價證券並ニ引繼營業用不動産及什器ノ價額ヲ切下クルモノトシ其ノ種類金額ニ付テハ甲、乙及丙ノ各代表者ニ於テ合議決定スルモノトス

第七條 合併實行ニ際シ資産ノ變動其他ニ依リ合併契約書第九條ニ依ル引繼資産ニ不足ヲ生シタルトキハ其ノ不足額ニ付除外財産ヲ見合擔保トシテ合併契約締結當時ニ於ケル當該銀行役員個人ニ對スル新銀行ノ貸付金トシテ處理スルモノトス

第八條 合併契約書第十條ニ定ムル隠レタル瑕疵トハ主トシテ左ノ場合ヲ指スモノトス

一 引繼資産ニ屬スル財産ノ實在セサルトキ

二 引繼資産ニシテ引繼當時既ニ偽造、變造、失權、時效完成其他ノ事由ニ依リ無効ナリシトキ

三 引繼資産ニシテ引繼當時既ニ權利ノ保全其他ノ手續上缺陷アリタルトキ

四 引繼キタル貸出金ノ擔保物件中數量不足シ又ハ種類ヲ異ニシ爲ニ擔保價值ヲ減殺シタルトキ

五 引繼キタル抵當權ノ順位ニ過誤アリタルトキ

六引繼キタル不動産カ實測ノ結果登記等ノ表示ト相違シ其價額カ著シク引繼價額ニ不足スルトキ

七引繼資産ニ付合併前ニ存シタル事由ニ基キ第三者カ所有權其他ノ權利ノ主張ヲ爲シタルトキ

八隠レタル債務ノ發見其他合併前ニ存シタル事由ニヨリ負債額ヲ増加シタルトキ

第九條 合併契約書第九條ノ外部ニ對スル負債額ニハ甲、乙及丙ニ對シ夫々合併前ノ事實ニ付賦課セラレヘキ公租、公課其他ノ賦課金見積額及諸經費ノ未拂額等ヲ包含セシムルモノトス

第十條 合併契約書第九條ニ依ル甲、乙及丙ノ外部ニ對スル負債額、合併ニ付要スル諸税其他ノ引繼資産ヲ以テ支出スヘキ見積金額ト實際支出額トノ差額ハ合併契約書第九條ニ依ル引當財産ニ繰入レ又ハ之ヲ以テ補填スルモノトス

第十一條 貸付金利息其他ノ未收利益ハ右徵收ノ際新舊各銀行ノ所屬

日數ニ應シ分配スルモノトス

第十二條 時効完成セル甲、乙及丙ノ預金ニ付テハ合併實行前之ヲ整理シテ各時効完成後五年未濟分ニ相當スル支拂資金ヲ新銀行ニ引繼クモノトス

時効預金ノ支拂ハ引繼^{支拂}資金ノ殘額如何ニ拘ラス新銀行ノ負擔トス

第十三條 合併契約書第九條ニ依ル引當財産ノ整理ニ付要シタル訴訟費用其他ノ經費ハ夫々甲、乙及丙ノ除外財産ヨリ支出スルモノトス

第十四條 合併契約締結後合併實行日迄ニ於ケル甲、乙及丙ノ左記取引ニ付テハ豫メ相互ニ協議スルモノトス

一 金五萬圓ヲ超ル貸出ヲ爲サムトスルトキ但シ豫メ貸出先及貸出金額ヲ協定セルモノヲ除ク

二 金貳萬圓以上ノ新規又ハ増額ノ無擔保貸出ヲ爲サントスルトキ

三 公社債ノ賣却及株式ノ賣買ヲ爲サントスルトキ
但シ新株ノ割當及引繼ヨリ除外スルコトニ決定セル株式ノ賣却ヲ除ク

001847

第十五條 合併ニ付甲、乙及丙ノ支出スヘキ役員、使用人ノ退職慰勞

金ハ左ノ金額ノ範圍内ニテ甲、乙及丙ニ於テ支拂フモノトス

甲 五拾參萬圓以内

乙 五拾參萬圓以内

丙 拾五萬圓以内

但シ右ハ大藏省ノ許可ヲ得ルコトヲ條件トス

第十六條 合併契約^書第九條ノ解散費用ノ支出ニ付テハ大藏省ノ承認ヲ

受クルモノトス

第十七條 其他甲、乙及丙ニ於テ協議纏ラサルモノアルトキハ大藏省

ノ指示ニ依ルモノトス

右條項ヲ契約シタル證トシテ本書參通ヲ作成シ各自其壹通ヲ保有ス

昭和十八年七月三十一日

株式會社加能合同銀行

取締役頭取 米谷半平

株式會社加州銀行

專務取締役 福井弘一

株式會社能和銀行

取締役頭取 泊宗一

001849

別表 (一)

營業用不動産中所有不動産トシテ引繼ヨリ除外スヘキモノノ内譯

種類	物件所在地	數量	帖簿價額	所屬銀行名
宅地	山中支店	二四坪六合	一、七二二圓	加能合同
倉庫	美川支店	四五坪	一、六三三圓	加州
廊下	全	九坪		

申 合

株式會社加能合同銀行（以下甲ト稱ス）、株式會社加州銀行（以下乙ト稱ス）及株式會社能和銀行（以下丙ト稱ス）ハ合併契約附帶覺書調印ニ際シ左ノ條項ノ申合セラ爲ス

一、合併ニ當リ新銀行ニ引繼ヲ爲ササル債權中大藏省指定ノ債權ニ付テハ新銀行ニ於テ引繼ヲ求メタル場合ハ其ノ價額ヲ二割引下ノ上即時應諾實行ノ義務アルモノトス

ニ、合併契約附帶覺書第五條ニ依リ甲乙及丙ヨリ新銀行ニ引繼クヘキ營業用土地建物什器ノ引繼價額ハ左ノ金額トス

- 甲 金壹百四拾貳萬參千參百六圓也
- 乙 金九拾五萬四千九百四拾圓也
- 丙 金參拾參萬貳千七百四拾圓也

三、甲、乙及丙ハ合併契約締結後合併實行迄ノ間ニ於テ原則トシテ役員、行員其他使用人ノ給與（報酬、賞與及手當ヲ含ム）ノ増額ヲ

爲ササルモノトス

四、甲、乙及丙ハ昭和十八年四月八日以降合併契約締結迄ニ至ル期間
内ニ爲シタル金貳萬圓以上貸出ニ付テハ合併契約締結後直ニ臨檢
大藏省監督官ニ報告スルモノトス

昭和十八年七月卅一日

株式會社加能合同銀行

取締役頭取 米 谷 半 平

株式會社加州銀行

專務取締役 福 井 弘 一

株式會社能和銀行

取締役頭取 泊 宗 一

001852

日本銀行

昭和十八年八月十四日

總裁

長

副總裁

理事

石川銀行合併関係時株主総会ハ九月一日、
 豫定トシテ企業整理資金措置法、関係ミテ
 口認可手續遅延、又ハ之ヲ付口認可通知スルマテ
 株主総会招集手續ヲ足令ハルニテ、株主総会
 ヲリ関係銀行ニ通知シタル由
 (九月一日開催ノ場合ニハ八月十七日迄、招集手
 續ヲ遅クストシテ、遅延スルナリ)

昭和 年 月 日

昭和十八年八月十日

金澤支店長



局長



査局長殿

課長



石川縣所在加能合同、加州、能和三銀行ニ於テハ本月六日附ヲ以テ合併
内認可申請書ヲ縣廳經由大藏大臣宛提出致候間此段御報告申上候也

三二

333

新
19.8
第

001856

昭和十八年八月十三日

金澤支店長



局長



査局長殿



課長



石川縣下所在加能合同、加州、能和ノ三銀行ニ於テハ大藏省ノ了解ヲ得合併契約書承認等ニ關スル臨時株主總會ヲ來ル九月一日開催ノコトト相成、株主宛右總會招集通知狀ヲ本月十七日發送ノ豫定致居リ北國毎日新聞ノ昨日ノ夕刊ニ加州、能和ハ本月十六日ヨリ來ル九月一日迄、加能合同ハ本月十七日ヨリ來ル九月一日迄夫々株式名義書換停止ノ公告ヲナシタル處昨夜銀行局長ヨリ手續ノ都合上臨時株主總會開催通知狀ノ發送延期スベキ旨三行側ニ入電アリシ趣三行側ヨリ報告有之候ニ

三三

付不取敢右御通報申上候也
追テ三行側ハ右書換停止公告ノ至急取消ヲ行フ由

001857

昭和十八年八月十四日

金澤支店長



局長

査局長殿

課長



石川縣所在加能合同、加州、能和ノ三銀行カ株式名義書換停止公告ヲ行ヒタルコトハ昨日附御報告申上置候處三行ハ北國毎日新聞本日ノ朝刊ニ於テ當局ノ合併内認可手續ノ都合ニ依リ前記書換停止公告ヲ取消ス旨公告致候間此段御通報申上候也

追而同新聞ハ本日朝刊ニ於テ三行ノ株式名義書換停止ノ取消ハ當局ノ單純ナル合併認可手續ニ關聯セル問題ニシテ遠カラス臨時總會開催ノ運ヒニ至ルモノト見ラル云々ノ趣旨ノ記事ヲ掲載致候

一
四



昭和十八年八月二十五日

金澤支店 高橋良弼

一、新田南登株

申出金出賃等上為海平監札

大正省より本月十二日加能合同、加州、能和三行の
対し合併の附議スル中株主總會、召集状延期月
中へのアタリメント先般電話報告中上送付本
日大正省より加州能和三株主、未辨延義務、加
重ノ件ニ付金株主より右加重ニ異議ヲ示シ旨ノ承諾
書ヲ徴求シタリ上株主總會ヲ開催合併ノ件ヲ附議ス
ル様ニト申出アリタリ起三行側より通知有之付
右不取敢出通報申上候

一五九 No.

高橋良弼

001860

銀行合併ニ當リ被合併銀行ノ株主ノ拂込義務ヲ加重スル如キ新株
創當ハ株主全員ノ同意アラザレバ之ヲ爲シ得ズ

(昭和十六年六月九日)

岩田法律顧問意見書

質問

銀行合併ニ當リ被合併銀行株主ノ株金拂込義務ヲ加重スル如キ新
株ノ創當(例ヘハ甲、乙、丙三行カ合併シテ新銀行ヲ設立スル場
合甲銀行ノ額面五十圓、二十五圓拂込済株式三株ニ對シ新銀行ノ
額面五十圓、二十五圓拂込済株式四株ヲ交付スルモノト定ム)ヲ
爲スモ差支ナキヤ

答

株主ノ出資義務ハ其ノ引受ケ又ハ譲受ケタル株式ノ金額ヲ限度ト
シ(商法第二百條)株主ハ如何ナル場合ト雖モ右ノ限度ニ於テノ
キ責任ヲ負擔スルモノナリ然ルニ質問ノ場合ニ於ケル株式ノ創當
ハ被合併銀行タル甲銀行ノ株主ノ未拂込株金ニ對スル責任ヲ加重
スルコト、ナリ株主有限責任ノ原則ニ反スルヲ以テ株主全員ノ承

爾ヲ得サルヘカヲサルハ言フ彼ヲサルトコトニシテ其ノ次國領ナ
 國ヲ合併シ目的トスル英國ニ使ルモ之ヲ強固スルコトヲ得ス其ナ
 其ノ則言フ米國セサル地主ハ同銀行ノ合併ニ固ク其ノ則言フ銀
 國ヲ得ヘク然ルトナハ其ノ合併英國ハ強固ニシテ更ニ其ノ強固ナ
 ル事銀行ノ合併英國ヲ強固トスル事、乙、同銀行ノ合併ニ言及シ
 故ナルヲ見レサルモノトス
 彼ヲナ有合併英國ハ全權並出庫ノ上其會一取リ以テ置サルカ、
 其主權會ニ全權主ノ出庫ヲ得サル場合ハ全權並ニ於テ有英國ニ其
 國ナ今其ヲ置スル實國ヲ置スルコトヲ要ス

十八年八月十七日
 新市理事より 七花省 神山 輝光
 本意見書より参考 送付 せん

昭和十八年八月三十日

金澤支店長



局長 殿

課長



石川縣所在加能合同、加州、能和三銀行ニ於テハ本月六日附ヲ以テ合併
内認可申請中ノトコロ去ル二十八日附ヲ以テ内認可有之候此段御報告申
上候也



リトナル

	不動産鑑定	査定評價表	割合
加 能 合 同	一、二九五	二九二	二五
加 州	六〇四	四〇九	六七
和	一八八	一七〇	九〇

即チ加州六七多能和九〇多ニ進シ加能合同へ進ユニニ多ニ當ルニ進キ
 ナルガ本行買地調査當時ニハ加能合同ニモ概當多額ノ評價餘裕アリト
 認メテタレタリ

一、本店店舖モ其位最建物の等ヨリ擬テ加能合同ノ本店ヲ經營ト感ジタリ

本館地物評價

加 能 合 同	三三六
加 州	二六八

第三案能和公司資本修正試算

新銀行 加能合同 加州 能 和 計

(公積資本) 一〇五五〇〇〇 五二五〇〇〇 三一九九〇〇 一八九八〇〇〇
 拂込資本 二六三七五〇〇 二〇六二五〇〇 一五九四七〇〇 六二九四七〇〇

預金額ノ

公積資本ニ對スル會 九・四 一一・八 九・八 一〇・二

拂込資本ニ對スル會 三八・〇 三〇・二 一九・七 三〇・八

拂込資本ニ對スル

經常收益 率 二五・四 二四・四 一八・六 二三・三

即チ右ニテ能和ハ最も有利ナリ

大日本帝國政府

石川縣所在普通銀行稅資產簿 (一九二七年現在)

區分	銀行名	加藤合同	加州	總和	合計
未 拂 稅 金	(公積資本金)	(1594000)	(700000)	(711400)	(1705400)
	拂込資本金	424400	794000	444400	400000
	諸積立金	224400	714400	224400	424400
	有價證券含益	224400	714400	224400	424400
	動不動產評價益	414400	204400	190400	294400
	有價證券經過利息	414400	444400	100400	414400
	時效預金	144400	444400	444400	144400
	其他留保	-	444400	444400	444400
	富期益金	444400	400400	444400	444400
	計	424400	444400	444400	444400
		444400	444400	444400	444400
		444400	444400	444400	444400

大日本帝國政府

資本金割合	全右ノ對拂込	差引純資産	計	所有不動産	株式	貸付金	除外資産	貸付金中缺損及固定ノ二割	有價證券	不良資産	假拂金
12%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
12%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
12%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
12%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

大日本帝國政府

合併計算案(一)

區分	銀行名	原能會同	原州	能和	合計
純資產	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
合併比率	100%	100%	100%	100%	100%
新銀行	(公稱資本金)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
	佛込資本金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
	持寄積立金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
	陳王交付金	-	-	100,000,000	100,000,000
	役行員退職金等	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
計		1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
差引剩餘資產		1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000

大日本帝國政府

備考

一、新銀行公積資本金一、八五ニ力圓ハ能和銀行ニ於テ三七圓五〇錢

拂込以下株式五種ヲ一ニ圓五〇錢ニ統台スルコトトシ且ツ同數

ニ付テハサ全行ニ於テ派賣セレムルコトトシタルモノトス

二、持寄積立金ハ交付拂込株並ノ七割相當額トス

三、株主交付金ハ能和銀行ノマニ付考慮シ拂込資本金一割相當額ト

ス

四、石ニ對スル各行申出要旨

(一) 加能合同銀行

別段異議ナシ

フク

大日本帝國政府

四州、能相兩行共通要政事項

(4) 營業用銀、小冊庫ノ計以ハ更ニ切下ケ銀海債額程度トセラ

レタシ

(5) 新債立並ハ富山縣ニ設立セラルハ千北匯銀行ト對抗上ハ

額程度ヲ指派ス

大日本帝國政府

合併計算案(一)

區分	銀行名	加能合同	加州	能和	合計
純資	4,950,473	4,471,790	4,511,809	11,934,072	
合併比率	5.54	1.01	5.04		
新銀行					
(公稱資本金)	8,400,000	11,000,000	11,000,000	11,400,000	
拂込資本金	11,000,000	1,300,000	1,300,000	4,700,000	
持寄積立金	1,680,000	1,000,000	1,000,000	4,800,000	
株主交付金	5,575,000	6,800,000	4,780,000	1,690,000	
役行員退職金等	5,500,000	3,000,000	1,000,000	1,300,000	
計	4,855,500	6,600,000	6,900,000	11,400,000	
差引剩餘資金	9,973	5,769,900	5,115,501	9,833,900	

力不

大日本帝國政府

備考

一、不動産ノ査定價額ハ計算案(一)ノ評價額ヲ更ニ二割程度切下ケ算出セリ

二、新銀行公稱資本金ハ能和銀行ノ株式分割ニ付計算案(一)ト同方法ヲ採レリ

三、持寄積立金ハ交付株金ノ八割トセリ

四、株主交付金ハ拂込ニ對シ加能合同二割、加州五割及能和三割相當額トセリ

五、本案ニ對スル各行ノ意圖

(一)加能合同銀行

大日本帝國政府

資本切下ニ付テハ面目上難色アリ

加州銀行

株式ノ分割ニ付テハ計算案(一)ニ對スル甲出同様ナルカ更ニ最低二割程度増資シ且ツ能相ノ五〇圓拂込株式ニ付テモ分割希望シ公稱資本金ニ〇〇〇萬圓程度ト致シ度

能相銀行

五年前合併新立當時資本ノ切下ヲ行ヒタルタメ資本切下ニ付テハ幾分難色アルモ計算案(一)ノ甲出ト同様五〇圓拂込株式ニ付テモ分割許容ノ場合ハ納得ノ善

(四)及(三)ヲ共ニ考慮スルトキハ新銀行ノ公稱資本金ハ二〇〇九萬九千圓トナリ端數ハ加州銀行ニ於テ減資可能ナリ

大日本帝國政府

合併計算案(三)

區分	銀行名	加能合同	加州	能和	合計
純資	純資	2,200,000	4,000,000	3,200,000	9,400,000
合併比率	合併比率	1.0	1.0	1.0	1.0
新銀行	新銀行	1,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000
(公稱資本金)	(公稱資本金)	1,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000
拂込資本金	拂込資本金	2,600,000	2,000,000	1,200,000	6,800,000
持寄積立金	持寄積立金	1,100,000	1,400,000	1,200,000	3,700,000
株主交付金	株主交付金	-	-	-	-
役員退職金等	役員退職金等	2,000,000	2,000,000	1,000,000	5,000,000
計	計	7,900,000	9,400,000	7,400,000	24,700,000
差引剩餘資産	差引剩餘資産	7,900,000	9,400,000	7,400,000	24,700,000
除外資産中株式ヲ	除外資産中株式ヲ	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
資金化シ引續ク場合	資金化シ引續ク場合	2,900,000	4,400,000	2,400,000	9,700,000

大日本帝國政府

備考

- 一、純資産ハ合併計算案(一)ニ同シ
- 二、新銀行ノ公稱資本金ハ加州銀行ノ交付株式ヲ増資分ニ付テハ
一、二圓五〇錢拂込株式ノミ割當ツルコトトシ計算シ能和銀行
ノ株式分割ハ計算案(一)ニ準セリ
- 三、持寄積立金ハ交付株式ノ八割トセリ
- 四、本案ニ依レハ加能合同ハ持込資産不足トナルモ除~~外~~財産中株
式一、二〇〇〇圓ヲ合併實行前ニ資金化シ直クトキハ剩餘部
分四、五〇〇圓餘ヲ生スルコトトナル

大日本帝國政府

合併計算表(四)

區分	銀行名	加	州	能	和	合
總	資	產				
合	併	比	率			
初	銀	行				
(公債資本並)						
佛達資本並	107,500,000		2,000,000	210,000,000	211,400,000	
持奇積立並	2,637,400		1,800,000	1,900,000	2,637,400	
休王交付並	110,000		1,100,000	1,100,000	110,000	
伎・行員退職並等	530,000		300,000	1,000,000	530,000	
計	1,277,400		3,200,000	3,000,000	1,277,400	
差引剩餘資產(一)	7,423,600		3,900,000	2,000,000	7,423,600	
除外資產中株式ヲ						
資並化ノ引繼場台	4,576,800				4,576,800	
合						
計	1,284,800		3,900,000	3,000,000	1,284,800	

大日本帝國政府

備考

- 一、純資産ハ合併計算案(一)ニ同シ
- 二、新銀行ノ公積資本金ハ加州銀行ノ五〇圓佛込株式ヲ全部一二
圓五〇錢佛込ニ分割シ増資スルモノトシテ計算セリ
- 三、新銀行ノ株式分割ハ計算案(一)ニ準セリ
- 四、持寄積立金ハ交付株金ノ八割トセリ
- 五、株主交付金ハ加州ノミトシ佛込資本金ノ三割相當額トス
- 六、加能合同ノ持込資産不足部分ノ補填方法ハ計算案(三)ニ同シ

488100

昭和十八年九月十五日

金澤支店長



付設局査考
18.9.17
第95號

考査局長殿

能和銀行株主ヨリ其ノ未拂込義務ノ加重承諾書徵求中ノ趣本月八日附御報知申上置候處其徵求洩レ株主現在僅カニ三名トナリ右三名ニ對シ目下極力提出ヲ勸奨シ居ル旨本日能和頭取來訪報告有之候此段及御通報候也

局長

課長



357

昭和十八年九月二十日

金澤支店長

總裁

考查局長殿

副總裁

理事

加能合同、加州、能和ノ三行合併契約ニ付未拂込義務ヲ加重セラレ、

能和株主ヨリ右加重承諾書全部徵求済トナリタル旨本日同行ヨリ通知

有之候間此段御報告申上候也

考查局長

印

昭和十八年九月二十五日

金澤支店長



總裁

考查局長殿

副總裁



理事



石川縣下加能合同、加州、能和ノ三銀行合併設立準備委員會ニ於テハ
合併ニ關スル日程並ニ合併契約ノ一部變更ノ件左記ノ通り申合セ之ヲ
大藏省ニ願出ツルコトニ決定シタル趣ニ候
右不取敢御報告申上候也

考查局長



合併実行日

十二月十八日

70
OK

記

一日程

臨時株主總會

昭和十八年十月十五日(金)

創立總會

十二月十二日(日)

合併實行日

十二月十八日(土)

一、合併契約ノ一部變更

泊宗一所有十二圓五十錢拂込株式三十六株拋棄ハ同人所有ノ五十圓
拂込濟株式三十六株拋棄ニ變更(其結果泊ノ拋棄株ハ五十圓拂込濟
株式四十六株トナル)

詳細左ノ如シ